

広島市立高等学校等教育実習実施要項

教育職員免許法施行規則（昭和29年文部省令第26号）に定める教育実習（栄養教育実習を含まない。）及び養護実習（以下「教育実習」という。）を広島市立高等学校及び広島中等教育学校で行うに当たり、必要な事項をこの要項に定める。

1 教育実習生の受入趣旨

広島市立高等学校及び広島中等教育学校は、通常の授業に支障のない限度で教育実習を希望する学生（以下「教育実習生」という。）の受入に努め、教員を目指す学生の資質能力の育成に資する。

2 教育実習生の実習資格

広島市立高等学校及び広島中等教育学校において、教育実習ができる者は、次の要件を備えた者に限る。

- (1) 大学、短期大学及び教員養成機関（以下「大学等」という。）に在学し、教育職員免許状取得が確実に見込まれ、教職に就く意思のある者であること。
- (2) 大学等の所属長が、教育実習生としての適性を備えていると判断する者であること。

3 教育実習生の受入時期

教育実習の受入時期は、原則として次のとおりとする。

6月又は9月

ただし、受入広島市立高等学校及び広島中等教育学校（以下「実習校」という。）が受入可能な場合はこの限りではない。

4 教育実習生の手続

(1) 内諾

教育実習生は、原則として教育実習を実施する年度の前年度の11月までに、実習校に連絡した上で「教育実習登録カード」（様式1）を持参し、内諾を得る。

(2) 承認

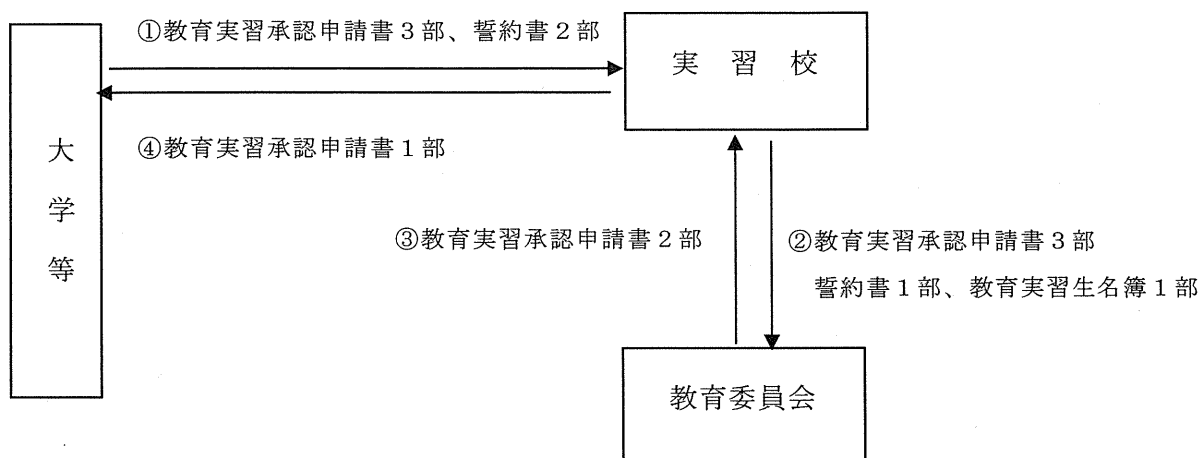
ア 大学等は、「教育実習承認申請書」（様式2）を3部、「誓約書」（様式3）を2部作成する。

イ 大学等は、原則として教育実習生が教育実習を実施する40日前までに、「教育実習承認申請書」3部と「誓約書」2部を実習校へ送付する。①

ウ 実習校は、大学等から送付された「教育実習承認申請書」の承諾欄に記入・押印（実習校長印）の上、「教育実習承認申請書」3部、「誓約書」1部、「教育実習生名簿」（様式4）1部を教育委員会に提出し、「誓約書」1部を実習校で保管する。②

エ 教育委員会は、実習校から提出された「教育実習承認申請書」に記入・押印（教育長印）の上、実習校へ2部返送し、残りの1部及び「誓約書」1部を保管する。③

ウ 実習校は、返送された「教育実習承認申請書」1部を大学等へ送付し、1部は控えとする。④



5 教育実習生への指導

(1) 実習校

- ア 教育実習生の指導教諭を定め、教育実習生の指導にあたりとともに、教育実習生の実習状況を的確に把握し、評価する。
- イ 大学等の指導教官と連携に努める。

(2) 大学等

- ア 指導教官をおくとともに教育実習生に対して事前の指導を徹底する。
- イ 教育実習生は、実習校に教育実習の目的及び必要な実習内容等について具体的に申し出る。
- ウ 指導教官は、電子メールなどを利用して、実習期間中においてきめ細かい指導に努める。

6 教育実習生の責務及び大学等の責任

- (1) 教育実習生は、実習校の指導に従わなければならない。
- (2) 教育実習生の不注意等に起因する事故又は事件についての責任は、大学等が負わなければならない。

7 教育実習の取消及び中止

(1) 実習校

実習校の校長の判断で教育実習生としてふさわしくないと判断した場合、実習校の校長は、大学等と協議の上、承諾の取消し及び中止を行うことができる。その場合、実習校の校長は速やかに大学等の所属長に通知するとともに、広島市教育長にも報告しなければならない。(様式5)

(2) 大学等

大学等の所属長は、受入の承認を受けた後に辞退及び変更する場合、理由を付した書面により、速やかに実習校及び広島市教育長に届けなければならない。

8 謝礼金等

実習校は、教育実習の実施に伴い大学等及び教育実習生から謝礼金等を一切受領しないものとする。ただし、教育実習生の個人保有となる教材費など教育実習生個人に帰属する費用については、教育実習生の負担とする。

附 則

この要項は、平成19年10月10日から施行する。ただし、平成20年度に実施する教育実習については、承認に係る従来の各種書式等を使用することができる。

附 則

この要項は、平成30年9月1日から施行する。

附 則

この要項は、令和元年5月1日から施行する。ただし、平成31年度においては、様式1、様式4及び様式5中「令和 年度」とあるのは「平成 年度」と読み換えるものとする。

令和 年 月 日

広島市教育長 様

広島市立 学校
校長

教育実習の承認申請について

このことについて、下記により申請に係る書類を提出しますので、よろしくお取り計らいください。

記

- 1 教育実習の承認申請を行う学生数 _____ 人
- 2 提出書類
 - (1) 教育実習承認申請書(様式2) 各3部
 - (2) 誓約書(様式3) 各1部
 - (3) 教育実習生名簿(様式4) 1部

担当：

電話：

令和 年度 教育実習登録カード

フリガナ			
名 前		性 別	男 ・ 女
生年月日	昭和 平成 年 月 日	年 齢	歳
所属大学等	大学 学科 専攻		
	学年		
	〒 電話番号 () —		
現住所	〒 (方) 電話番号 () —		
実習時の住所 ※ 上記と同じ 場合は、「現住 所に同じ」と 記入	〒 (方) 電話番号 () —		
出身学校	立 小学校卒業		
	立 中学校卒業		
	立 高等学校卒業		
実習教科等	科 (科目)	希望実習期間	週間
取得見込免許状	()、 ()、 ()		

記入上の注意

- 1 「年齢」欄は、実習時の年齢を記入する。
- 2 「所属大学等」欄の学年は、実習時の学年とする。また、電話番号は、所属大学等と連絡のとれる番号を記入する。
- 3 「現住所」欄は、下宿の場合は〇〇方と記入し、自宅に電話のない場合は呼び出し方、携帯電話等を記入する。
- 4 「出身学校」欄の記載の仕方については、必要に応じ修正すること。
- 5 「取得見込免許状」欄は、高1（国語）のように記入する。

令和 年 月 日

広島市教育長 様

大学等名
所在地
所属長名

印

教 育 実 習 承 認 申 請 書

下記学生の教育実習について、承認して下さるよう、誓約書を添えて申請します。
なお、教育実習に支障のない健康状態であることを確認しました。

実習希望校	広島市立	学校
実習希望期間	大学等名及び氏名	実習教科等
令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日		

上記学生の教育実習について承諾します。

令和 年 月 日

広島市立

学校長

印

上記学生の教育実習の実施について承認します。

広島市教育指二第 号

令和 年 月 日

広島市教育長

印

広島市立

学校長 様

誓 約 書

このたび、教育実習を行うにあたり、貴校の指示に従い、教育実習生として誠実に実習することを誓約します。

実 習 教 科	大 学 等 名	実 習 生 氏 名	印

上記学生の教育実習について、「広島市立高等学校等教育実習実施要項」を遵守させ、教育実習の事前指導を徹底するとともに、教育実習に係る一切の責任は本職が負うことを誓約します。

令和 年 月 日

大学等名

所属長名

印

令和 年度 教育実習生名簿

実習校 広島市立

学校

No.	実習生	教 科	大 学 等 名	実 習 期 間	
1				自 至	週間
2				自 至	週間
3				自 至	週間
4				自 至	週間
5				自 至	週間
6				自 至	週間
7				自 至	週間
8				自 至	週間
9				自 至	週間
10				自 至	週間

令和 年 月 日

広島市教育長 様

広島市立 学校長 印

令和 年度教育実習の 承認取消し 中止 について

次のとおり 承認取消し 中止 を決定したので、通知します。

対象者	氏 名	
	大学等・学部	大学 学部
	承認年月日	令和 年 月 日
	実習期間	令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日
	教科（科目）	
承認の取消し 中止 年月日		令和 年 月 日
理 由		

(注) 該当箇所を○で囲む

広島市立学校（園）における教育実習にあたっての心得

広島市立学校（園）において教育実習を行う学生は、教育実習校（園）及び所属する大学の指導下であり、幼児児童生徒にとっては、一人の「教師」である。したがって、教育実習生は、自分の立場をよく認識し、以下の点に留意して、実習に臨むこと。

1 通勤

- ・ 原則として、公共交通機関を使って通勤する。詳しくは、教育実習校（園）とあらかじめ打ち合わせておくこと。

2 出勤、退出

- ・ 定められた時刻までに出勤し、出勤簿に捺印の上、所定の勤務につくこと。
- ・ 病気などやむをえない事情により欠勤、遅刻、早退するときは、事前に教育実習担当教諭等を経て校長（園長）に届けること。事前に届けを提出できないときは電話などで速やかに連絡し、大学へも連絡をすること。
- ・ 勤務時間内に、職場を離れてはならない。やむを得ない場合は、教育実習担当教諭等の許可を得て必要な手続きを取ること。

3 勤務

- ・ 教育実習校（園）の教育方針、教育目標、校則等を理解し、遵守すること。
- ・ 教育実習校（園）の服務規程を守り、校長（園長）及び教育実習担当教諭等の指導のもとに教育実習を行うこと。
- ・ 教育実習の内容に真摯に取り組むとともに、常に教育実習担当教諭等に相談し、指導・助言を受けること。

4 服装・礼儀作法

- ・ 言葉遣い、髪型、服装（装飾品等も含む）、態度などについて、教師としての品性を保つように努めること。
- ・ 朝夕の挨拶をはじめとして、必要な礼儀を尽くすこと。
- ・ 携帯電話は、勤務中は使用しないこと。

5 遵守事項

- ・ 教育実習期間中、幼児児童生徒の安全に対して最大限の注意を払うこと。
- ・ 幼児児童生徒に対して体罰を与えてはならないこと。
- ・ 教育実習期間中に知り得た情報（個人情報等）を口外しないこと。教育実習後も同様であること。また、教育実習期間は個人情報等の管理に留意し、メディア等により校外へ持ち出さないこと。
- ・ 特定の政党や宗教の宣伝や批判をしてはならないこと。
- ・ 教育実習期間中に限らず教育実習後も、幼児児童生徒との交流や電話、メールのやりとりなど、特定の幼児児童生徒と個人的なつながりをもってはならないこと。
- ・ 教育実習校（園）敷地内の喫煙禁止について厳守すること。

6 その他

- ・ この心得にない事項については、校長（園長）の判断に従うこと。
- ・ 遵守事項等に違反する行為があった場合は、教育実習の中止等の措置をすること。